

条 例

議会の議決を経た「千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第6号

千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

千曲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千曲市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則第1項中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

附則に次の2項を加える。

（設備の基準に関する経過措置）

- 4 当分の間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは、「1.65平方メートル以上となるよう努めなければならない」とする。

（職員に関する経過措置）

- 5 当分の間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「40人以下とする」とあるのは、「40人以下となるよう努めなければならない」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。